

## 群馬県河川整備計画審査会傍聴規定

## (目的)

第1条 この規定は、群馬県河川整備計画審査会（以下「審査会」という。）の公開規定第4条の条項に基づき、審査会の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

## (受付)

第2条 事務局は、傍聴人受付を設置し、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて、住所、氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、審査会開始予定時刻の30分前よりとする。

## (入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。また、審査会場を移動する際は、傍聴人は各自移動する。

## (審査会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 審査会の撮影、録画をしてはならない。  
(ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)
- ② 審査会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか、審査会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 会長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に審査会会場よりの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 この規定の変更や、この規定に定めのない事項については、審査会で定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年10月28日から施行する。